

54[※]万円と10万円を借いて、 大学等を卒業すると、 10万円は返済不要です。



※ 特別貸付(私立大学の場合)の金額

区では現在、新型コロナウイルス感染症の影響による経済的理由で、大学・短大・専門学校への修学が困難になった方を対象に、足立区育英資金の貸付額の1年分を一括で貸付をする特別貸付を行っています。

今回、新型コロナウイルス感染症の経済的影響が大きいことから、現在特別貸付を申請している、または借りている方に対して10万円を追加で貸付する「免除条件付緊急貸付」を新たに実施します。

募集期間

令和2年10月21日(水)～12月15日(火) 午後5時厳守

※ 特別貸付は令和2年5月18日(月)～12月15日(火) 午後5時厳守

応募資格

「新型コロナウイルス対策足立区育英資金 特別貸付」を申請している、または借りていること

※ 「新型コロナウイルス対策足立区育英資金 特別貸付」と「新型コロナウイルス対策足立区育英資金 免除条件付緊急貸付」との同時申請可。

貸付額

【特別貸付】

私立大学等……54万円(一律)

国公立大学等…42万円(一律)



【免除条件付緊急貸付】

10万円

※ 免除条件付緊急貸付のみの申請は不可。

返済免除条件

現在在学している大学等を正規の修業年限で卒業すること

問い合わせ先・申込方法

足立区役所南館5階 学務課助成係 窓口へ持参又は郵送

募集要項や提出書類については、学務課窓口で配付するほか、区のホームページからダウンロードできます。

足立区教育委員会 学務課助成係(足立区役所南館5階)

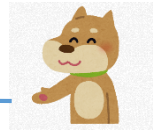
03-3880-5977(直通)

お申し込みを検討される方は、裏面もご確認ください!





お申し込みを検討されている方へ



新型コロナウイルス感染症の影響により、学資金の不安がある方や学資金は必要ではあるが、まだ未確定の方など、お申し込みにお悩みの方は、是非、学務課助成係の育英資金担当にご相談ください。

例えば...

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による学資金不足の不安があるが、額が未定である。貸付は可能なのか。
→ 可能です。
- (2) 特別貸付を申請したいが、免除条件付緊急貸付もセットで申請しなければいけないのか。
→ 特別貸付のみの申請も可能です。
正規の修業年限で卒業見込みの方は、是非、免除条件付緊急貸付もご検討ください。
- (3) 海外留学があるため、正規の修業年限を超える可能性があるが免除条件付緊急貸付は対象外となるのか。
→ 在学する大学が認める海外留学であれば、原則、免除条件付緊急貸付は対象となりますが、海外留学を検討されている方は必ず、学務課助成係に相談してください。
- (4) 特別貸付で貸付を受けたが、実際に使った金額は約20万円のみだった。残額を返したいが、できるのか。
→ 貸付中に残額のみを返済することはできません。
貸付終了時（大学卒業時または、貸付を辞退した時）に償還方法を決めていただいたのち、一部金額を繰り上げ返済することが可能です。

その他、不明な点については、学務課助成係へお問い合わせください！

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1
足立区教育委員会 学務課助成係（足立区役所南館5階）
03-3880-5977（直通）

